

# 障害福祉サービス等事業者 のための集団指導【令和4年度】



令和5年3月

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課

# はじめに

本年度の集団指導では、令和5年度からの事業運営にあたり、特に御留意いただきたい内容を中心に説明をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にて実施するものに代えてデータによる資料配布及び動画視聴により研修を実施いたします。

すべての動画を視聴後、「電子申請システム」のアンケート機能を利用し、「出席登録」をお願いします。

動画データは4月12日から閲覧可能になります。  
閲覧方法等につきましては、別途ご案内します。

# 次第

---

1. 運営基準上の留意点等
2. 指導・監査について
3. 周知事項

# 1 運営基準上の留意点等

全サービス共通

# サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の みなし配置に係る経過措置の適用について

## みなし配置を適用している場合

令和3年度までにサービス管理責任者等基礎研修と相談支援従事者初任者研修（講義部分）を終了したもので、必要な実務経験年数を満たしている場合、両研修を修了した日から3年間はサービス管理責任者として配置できる。

**両研修を終了後、3年以内に「実践研修」の受講が必要です。**  
実践研修受講には両研修終了以降、2年以上の実務経験が必要です。

## 旧体系の研修を修了している場合

平成30年度以前のサービス管理責任者又は児童発達管理責任者研修（旧カリキュラム）を受講している場合

**令和5年度末までに「更新研修」の受講が必要です。**

# 【補足】サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の みなし配置に係る経過措置の適用について

経過措置の取り扱いについては、以下のケース別事例を参考にしてください。

	基礎研修修了日	補足研修修了日	配置上の注意点
ケース1	H30.6.25 (旧分野別)	H29.6.30	<u>令和5年度末までに「更新研修」の受講が必要</u>
ケース2	H30.6.25 (旧分野別)	R2.7.31	<u>令和5年7月30日までに「実践研修」の受講が必要</u>
ケース3	R3.7.23	H29.6.30	<u>令和6年7月22日までに「実践研修」の受講が必要</u>

必要な研修を受講しないままサービス管理責任者又は児童発達管理責任者として配置していた場合、人員欠如減算の対象となる場合がありますので、注意してください。

# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について

児童系サービスの省令改正が行われ、令和5年4月1日より以下の点が変更されますので、対応漏れがないよう、ご注意ください。

## ( 1 ) 安全計画の策定の義務化について ( 令和6年3月31日まで経過措置有 )

事業所・施設の設備の安全点検等その他事業所・施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を事業所・施設ごとに策定することが義務付けられ、以下の4点について取り組みが必要になります。

安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的  
に実施すること。

児童の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

**対象：児童発達支援（医療型及びセンター含む）、放課後等デイサービス、  
障害児入所施設（福祉型及び医療型）**

## ( 2 ) 安全装置の設置の義務化について ( 令和6年3月31日まで経過措置有 )

内容： 児童の通所や施設外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。

通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時に児童の所在確認を行うこと。

**対象：児童発達支援（医療型及びセンター含む）、放課後等デイサービス**

### 【周知事項】

安全装置の設置につきましては、本市として、令和5年度に設置費用に対する補助を行う予定です。詳細につきましては、令和5年度に国の補助内容が決まり次第、周知を行う予定です。現時点では以下の

ア 国庫補助基準額は、1台あたり175千円

イ 対象自動車は、座席が2列シート以下、もしくは常時2列目までしか使用しない自動車以外のもの

ウ 装備すべき装置は、厚生労働省HPに掲載する装置のリストを参照

# 令和5年度の就労系サービスの報酬算定



厚生労働省からの通知において、令和5年度の報酬算定は新型コロナウイルスの影響を受けた間の実績を用いないことも可能であるとされました。

サービス種別	令和5年度の取り扱い
就労移行支援	令和3年度及び令和4年度の就労定着率（通常） <u>平成30年度及び令和元年度の就労定着率（特例）</u>
就労定着支援	令和2年度、令和3年度及び令和4年度の就労定着率（通常） <u>平成30年度及び令和元年度（特例）</u>
就労継続支援A型	< 労働時間 > 令和4年度（通常） <u>令和元年度（特例）</u> <u>平成30年度（特例）</u> < 生産活動 > 令和3年度及び令和4年度（通常） <u>平成30年度及び令和元年度（特例）</u>
就労継続支援B型	令和4年度（通常） <u>令和元年度（特例）</u> <u>平成30年度（特例）</u>

# マスクの着用について

厚生労働省からの通知において、令和5年3月13日から障害福祉サービス事業所等におけるマスクの着用の考え方について、以下の通り示されました。

重症化リスクが高い者が多く入院・生活する施設等の従業者については、マスクの着用を推奨する

勤務中であっても、従業者にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各事業所等の管理者が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

重症化リスクの高い者が多く入所していない事業所等においては、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業者にマスクの着用を求めることは許容される

厚生労働省からの通知は「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリに格納しています。

(書式ライブラリ > 4.相模原市からのお知らせ > 1.相模原市からのお知らせ)

# 虐待防止のための取り組み

障害者虐待の防止に向けた取り組みとして、以下の点が令和4年度から義務化されています。

## 必要な取り組み

職員の研修

虐待防止等のための責任者の設置

虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果を従業者へ周知

## 虐待防止委員会の役割

虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画作成

虐待防止のチェックとモニタリング

虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待防止委員会は少なくとも年に1回は開催すること

# 身体拘束の適正化に向けた取り組み



身体拘束の適正化に向けた取り組みとして、以下の点が令和4年度から義務化されています。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

## 【注意点】

上記基準を満たしていない場合は、令和5年度から「身体拘束廃止未実施減算」の対象になります

## (ア) 業務継続計画( )の策定

- ・業務継続計画を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じること。
- ・業務継続計画に従業者へ周知し、研修及び訓練を定期的 to 実施すること。
- ・定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。

## (イ) 感染症の予防、まん延防止の措置

- ・対策を検討する委員会を定期的 to 開催すること。
- ・指針を整備すること。
- ・研修及び訓練を定期的 to 実施すること。

➡ 令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務化

( )サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

## 2 事業者指導について

# 指導の形態と目的

## (ア) 実地指導

事業者等の育成・支援を基本とし、サービスの質の確保及び適正な給付費の請求を促すもの。

【主な根拠条文】障害者総合支援法第10条第1項

### ( 報告等 )

#### 第十条

市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## (イ) 監査

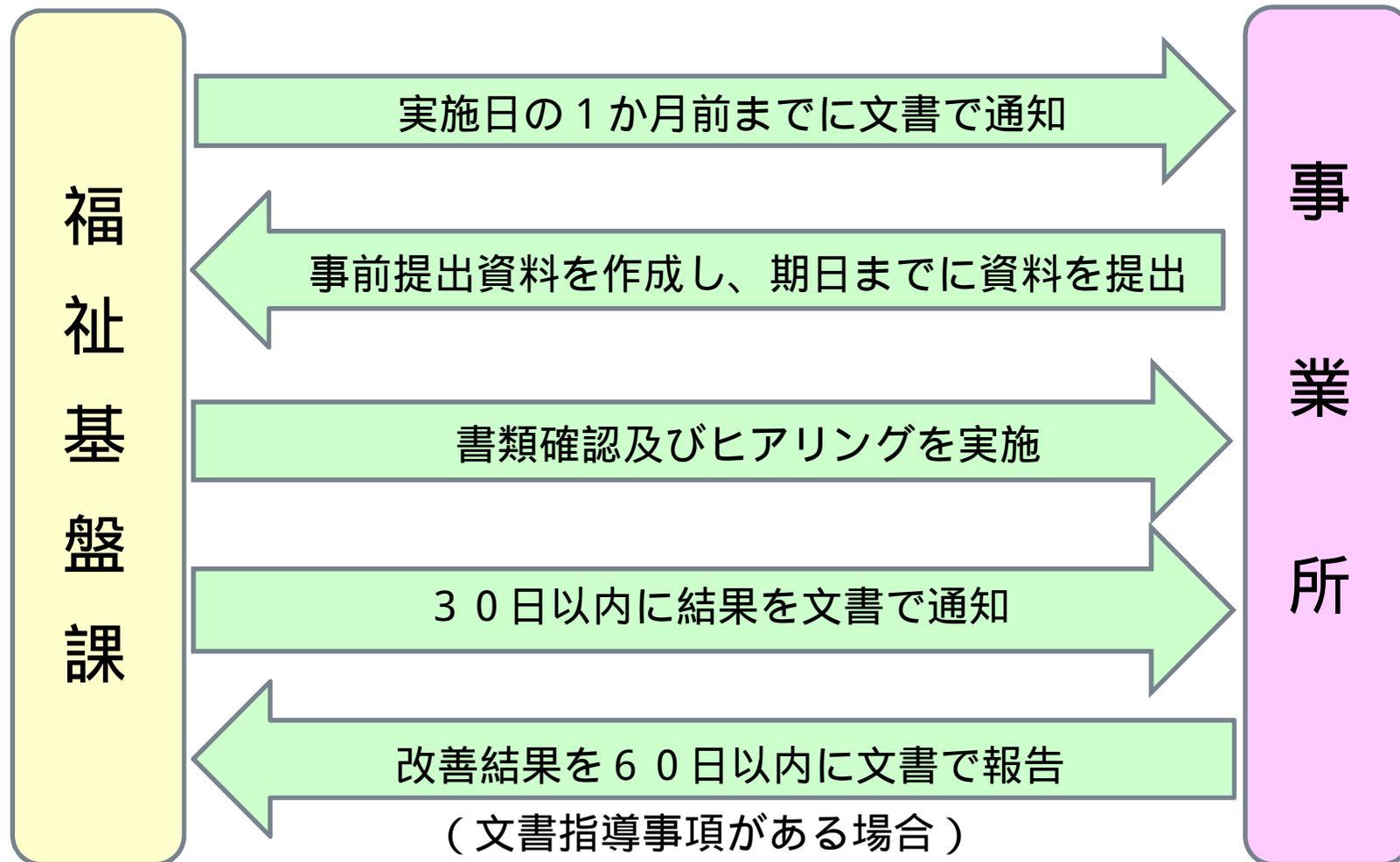
指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に事実関係把握のために実施するもの。

【主な根拠条文】障害者総合支援法第48条

### (報告等)

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 実施指導の流れ



# 実地指導について

## 当日確認書類

### サービス提供に関する書類

契約書、重要事項説明書、個別支援計画関係書類、  
サービス提供記録

### 請求に関する書類

実績記録票、法定代理受領通知

### 届出に関する書類

体制届、変更届、事故報告書等

### その他

会議記録、職員研修記録、ヒヤリはっと

当日の状況で、追加で資料をお願いする場合があります。

## (ア) 個別支援計画未作成等

・ 個別支援計画作成に係る手続きをサービス管理責任者以外の職員が行っている。

・ 6 か月（サービスによっては3 か月）に1 回以上個別支援計画の見直しが行われていない。

・ 担当者会議が開催されていない。（または担当者会議の議事録が作成されていない）

 個別支援計画作成の手続きが適切に行われていない場合は、「個別支援計画未作成減算」の対象になります。

# 過去の実地指導における事例

## (イ) 各種加算の算定及び取扱い

### ○欠席時対応加算

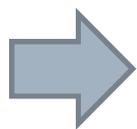
- ・行った相談援助の内容が記録されていない。
- ・欠席した理由が急病等による理由ではない。

### ○帰宅時支援加算

帰宅している利用者の居宅等における生活状況等に関する記録が作成されていない。

### ○児童指導員等加配加算

児童指導員等の加配職員は配置されていたものの、配置時間が足りず、算定要件を満たしていない期間があった。



加算算定要件を満たしていない場合は、返還（過誤申立）の対象になります。

## (ウ) その他

### ○定員超過

1日の利用定員を超えて、サービス提供を行っている事例が散見された。

### ○法定代理受領通知の交付漏れ

利用者に対して法定代理受領通知を交付していなかった。

### ○職員研修記録の不備

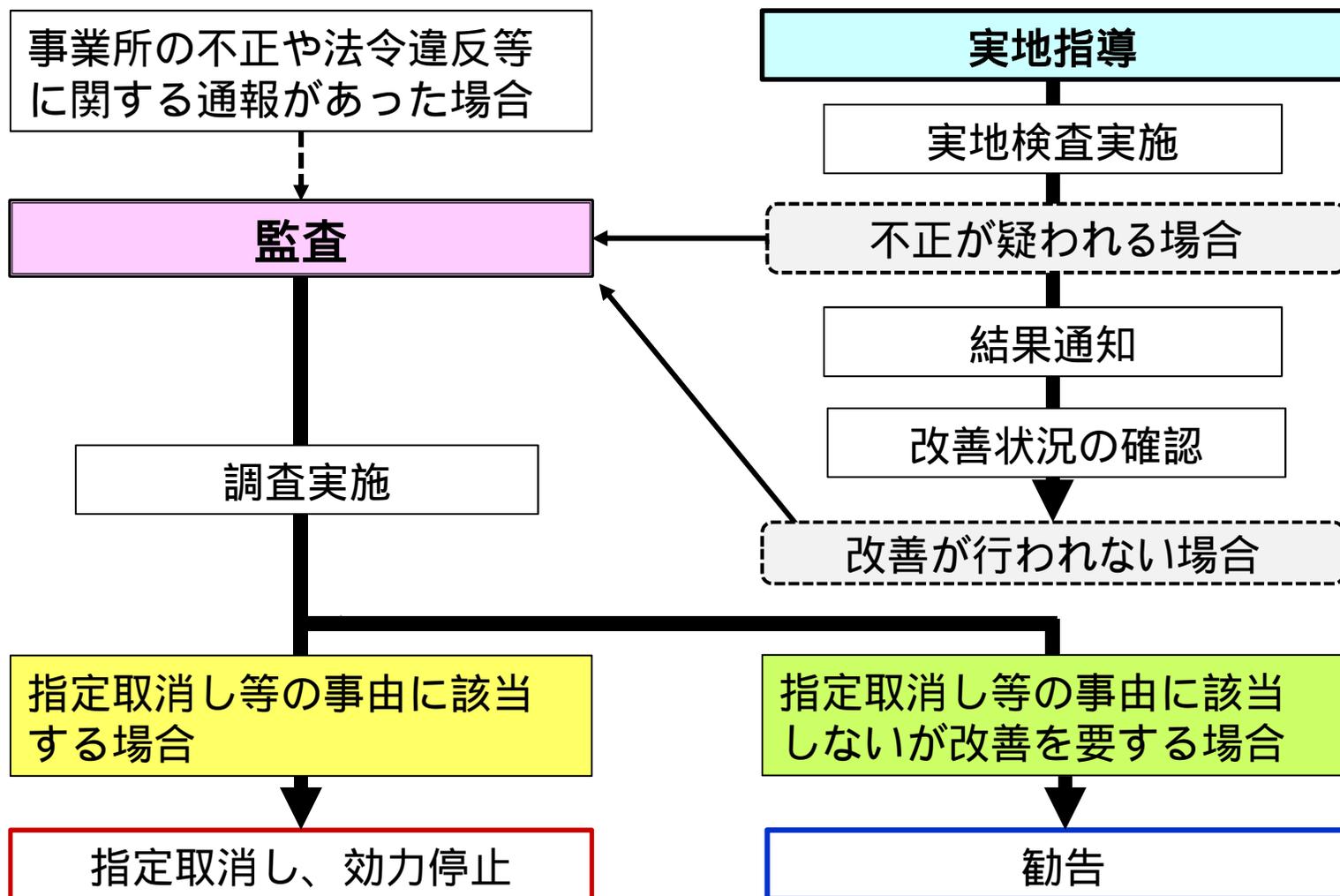
職員に対する研修について、実施日や研修内容に関する記録が作成されていなかった。

### ○勤務実績記録の不備

法人代表や理事であることを理由に、事業所における勤務実績に関する記録を作成していなかった。

# 監査について

## 指導監査の流れ >



## 行政指導について

### 【勧告】

指定基準に従って適正な事業運営をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、指定基準を遵守するよう勧告することができます。

また、期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

### 【命令】

勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるよう命ずることができます。

## 行政処分について

### 【指定取消し、効力停止】

以下の事由に該当する場合は、指定の取消し又は指定の効力停止の処分を行うことがあります。

#### 主な事由

- ・ 給付費を不正に請求した場合。
- ・ 監査において虚偽の答弁をした場合。
- ・ 不正な手段により指定を受けた場合。
- ・ 人格尊重義務に違反した場合

#### 給付費の返還について

処分に伴い返還金が生じた場合は、加算金（返還金の40/100）を上乗せして返還を命じる場合があります。

# 過去の行政処分事例

## 事例1

- 1 対象事業所  
就労継続支援 B 型事業所
- 2 処分内容  
指定取消し  
障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号
- 3 処分理由  
指定就労継続支援事業のサービスを利用した者の利用日数を水増しした上で訓練等給付費を請求し、本来得ることのできない給付費を不正に受給していたため。

# 過去の行政処分事例

## 事例2

1 対象事業所  
短期入所事業所

2 処分内容  
指定の全部効力の停止（3か月）  
障害者総合支援法第50条第1項第2号及び第9号

3 処分理由  
事業所の従業者が利用者に対して身体的虐待を行ったにもかかわらず、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報を怠り、事態を収束させていたほか、障害者虐待に関する職員研修も徹底されていなかったため。

### 事業者の皆様へ

日頃から指定基準や報酬告示を確認し、適正な事業運営の確保に努めてください。また、従業員の急な退職等により、指定基準を満たす人員配置が出来なくなってしまった場合などは、速やかに届出をし、該当期間の減算等を適用するなど、指定基準や報酬告示を踏まえた対応をお願いいたします。

なお、以下のような事象が発覚すると、監査を行い、行政処分を行う場合もありますので、そのようなことが無いように留意してください。

- 虚偽の申請、届出
- 文書の偽造
- 違反状態の隠蔽など

## 3 周知事項

# 令和5年度処遇改善加算等の提出について



令和5年度の処遇改善加算等の提出は以下の通りです。

例年と提出方法が異なりますので、お間違い無いようご注意ください。

## 申請方法

webフォームから計画書を提出してください。

ただし、受付は令和5年4月3日(月)9:00からです。

申請方法は神奈川県からの通知をご確認ください。

## 申請期限

令和5年4月または5月から算定する場合

令和5年4月17日(月)23:59まで

令和5年6月以降から算定する場合

取得開始月の前々月末日まで

## 注意事項

・申請フォーム画面から出力されるExcelファイルは各事業所にて保管してください。

# 令和5年度体制届の提出について



令和5年度の体制届の提出は以下の通りです。

例年と提出方法が異なりますので、お間違い無いようご注意ください。

## 申請方法

webフォーム（<https://shogaitaiseitodoke-r5.kanafuku-sinsei.jp/>）から提出してください。

ただし、受付は令和5年4月3日（月）9：00からです。

申請マニュアル等はこちら

<https://kanafuku.box.com/s/w1zvkkksa1zwlqub7jh036n6oext39p8e>

## 申請期限

令和5年4月または5月から算定する場合

令和5年4月17日（月）23：59まで

令和5年6月以降から算定する場合

取得開始月の前月15日まで

## 注意事項

従来の紙媒体（郵送）による受付も可能です。

# 福祉基盤課の体制変更について

令和5年度から福祉基盤課の班体制が以下の通り変更になります。  
なお、障害サービス担当の電話番号が変更になりますので、お問合せの際にはご注意ください。

- 障害指定・指導班      ☎042-769-1394  
障害福祉サービス等事業所の指定、指導及び監査等に関すること
  
- 高齢指定・指導班      ☎042-769-9226  
介護保険事業所の指定、実地指導及び監査に関すること
  
- 福祉基盤班      ☎042-707-7046  
施設整備、福祉人材の確保・定着・育成などに関すること

# 業務管理体制について

## 制度の趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者等に対し、業務管理体制の整備を義務付けるもの。

## 事業者が整備する業務管理体制の内容

整備する内容は事業所数によって異なります。

事業所数	業務管理体制の整備内容
20未満	法令遵守責任者の選任
20以上100未満	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備
100以上	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行の状況の監査

## 提出が必要なケース

業務管理体制の整備に関して届け出る場合  
事業所の指定又は廃止等により届出先区分に変更が生じた場合  
届出事項に変更があった場合

# 業務管理体制について(続き)

## 提出先

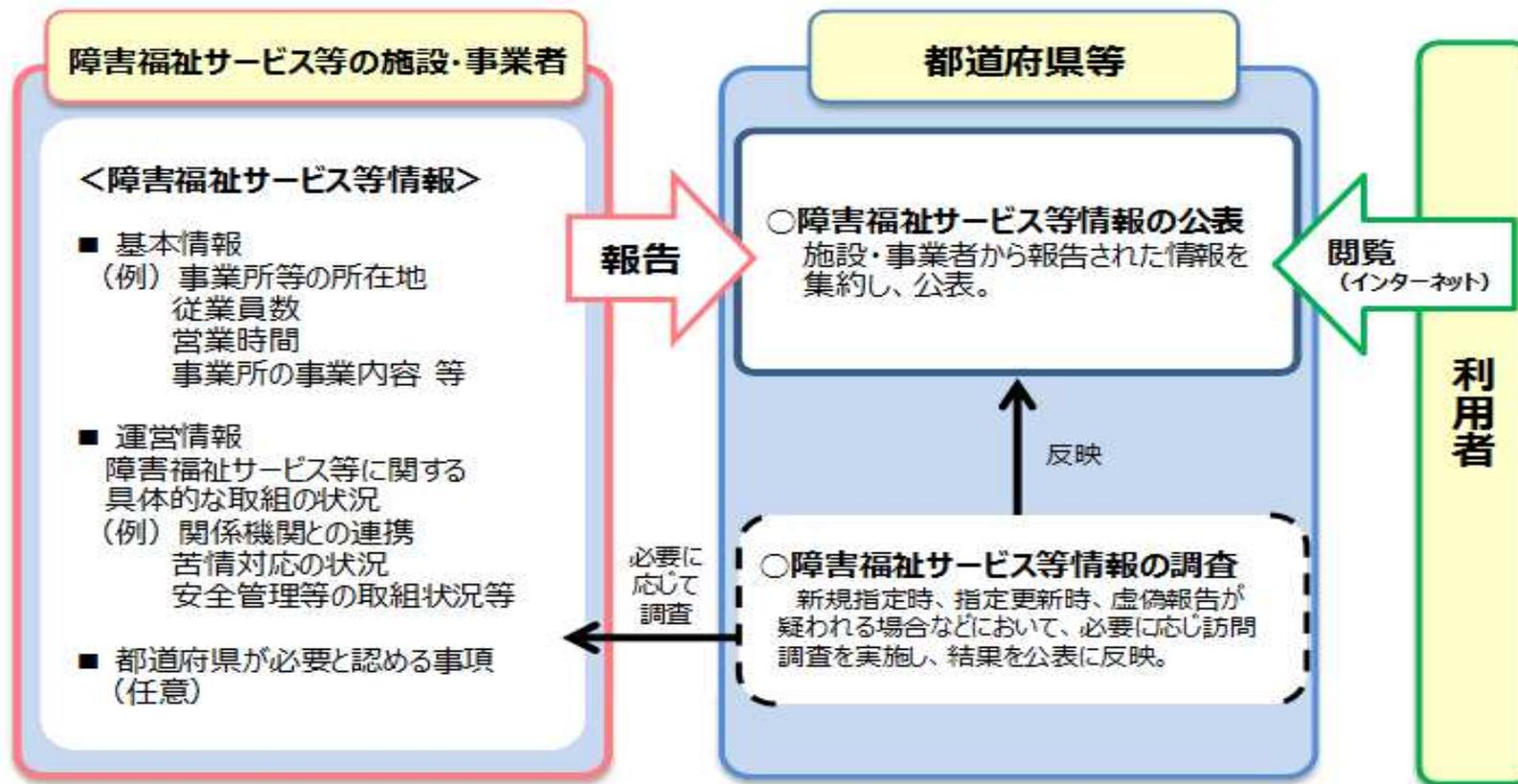
提出先は事業展開地域によって、以下の通りとなります。

事業所の所在地	届出先
事業所が2以上の都道府県に所在する場合	厚生労働省
特定相談または障害児相談を行う事業者で、すべての事業所が同一市町村に所在する場合	市町村
全ての事業所が同一指定都市に所在する場合	指定都市
上記以外の場合	神奈川県

「障害福祉情報サービスかながわ」に様式を格納しています。  
(書式ライブラリ > 4 . 相模原市からのお知らせ > 1 2 . 業務管理体制の整備)

# 情報公表制度について

情報公表制度は利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業内容等をシステムを利用して公表するものです。



## < 実施手順 >

毎年5月頃にWAMから情報登録(更新)の依頼メールを送付

決められた期日までにサイト上で情報を更新する

市が審査のうえ公表

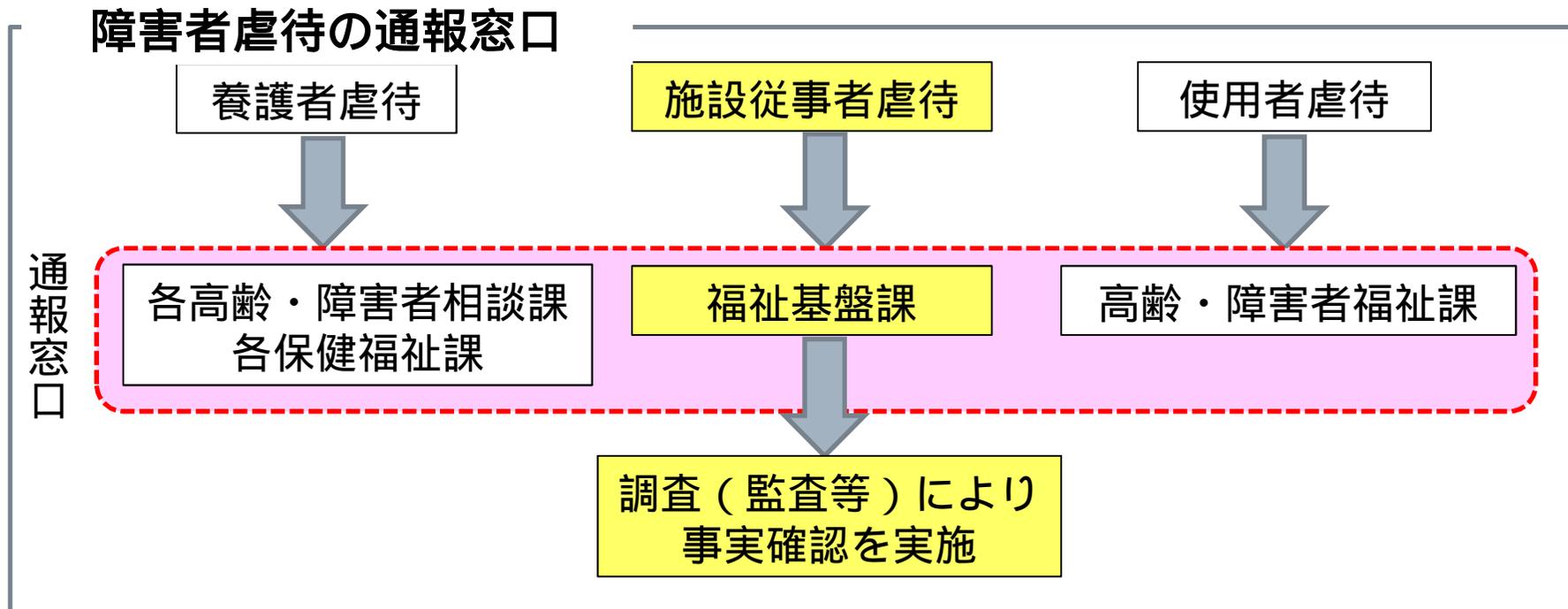
## < 注意事項 >

- ・ 変更箇所が無い場合も含め、毎年必ず1回の報告が必要です。
- ・ 内容に不備があった場合は、「差し戻し」をしますので、修正の上、再提出してください。
- ・ IDとパスワードは法人単位になりますので、パスワードを変更した場合は、法人内で共有してください。

# 虐待防止について

## 障害者虐待の定義による分類

分類	行為の主体
養護者による虐待	生活の世話や金銭の管理等をしている家族等による虐待
施設従事者による虐待	施設や事業所で働いている職員による虐待
使用者による虐待	雇用している事業主による虐待



## 虐待の種類

区分	内容
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## < 虐待通報義務 > 重要

【根拠条文】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
( 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等 )

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。 )をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 虐待防止について(続き)

### 事業所・施設で注意すべき点

市への通報義務は全ての職員にあります。

施設長や管理者への報告を待つ必要はありません。

虐待が疑われた時点で通報義務が発生します

虐待に該当するか施設等で判断する必要はありません。

虐待防止に関する研修は全ての職員に必要です。

非常勤職員も受講する必要があります。

# 事故報告について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、事業所の指定権を有する自治体、支給決定市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

## 報告対象事例

- ・ 死亡
- ・ 骨折や通院等を伴うケガ等
- ・ 誤嚥
- ・ 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- ・ その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等
- ・ 感染症
- ・ 所在不明
- ・ 食中毒

## 留意事項

- ・ 事故発生時は速やかに福祉基盤課へ電話で一報のうえ、事故報告書を提出してください。
- ・ 食中毒、感染症等の発生は、施設の半数以上又は10人以上が感染又は感染の恐れがある場合は報告の対象となり、併せて保健所への報告も必要です。

# 運営の手引について

障害福祉サービス事業を実施するために必要となる主な基準等について記載した「運営の手引き」をサービス分野別に作成しましたので、適正な事業運営に活用いただきますようお願いいたします。



## 【運営の手引きの掲載場所】

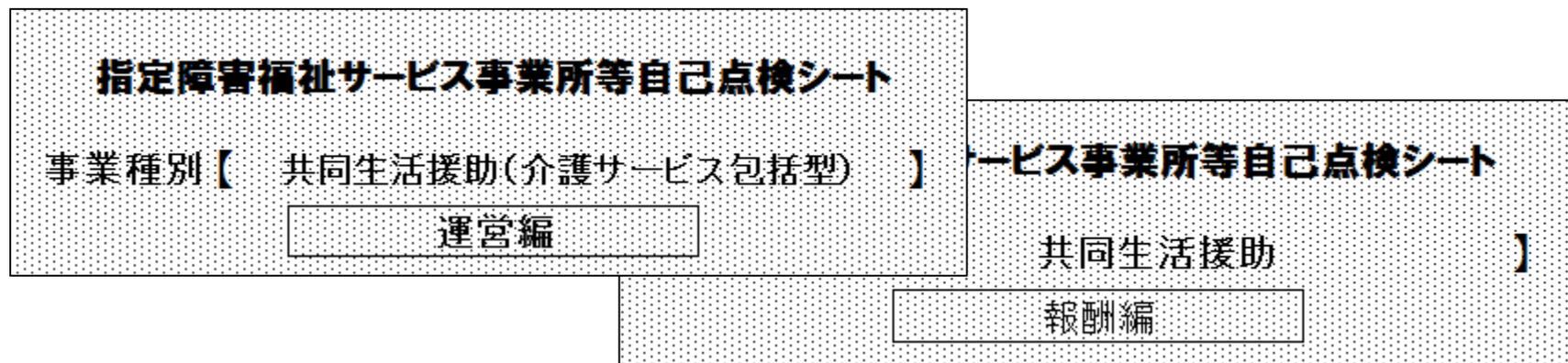
障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ

> 4 . 相模原市からのお知らせ > 16 . 指定基準 > 3 . 運営の手引き

# 自己点検シートについて

障害福祉サービス事業が基準に沿って行われているか、事業者がセルフチェックを行うことができるよう、「指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート」を「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しました。

毎年6月時点の状況を点検して頂くことを想定しています。



## 【自己点検シートの掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ  
> 4 . 相模原市からのお知らせ > 10 . 事業者指導

視聴お疲れ様でした。  
本年度の集団指導は以上になります。  
今回ご説明した内容は、基準等の一部になりますので引き続き法令遵守責任者を中心に適正な運営に努めてください。

令和5年4月12日～4月30日の間に電子申請システムで「出席登録」をお願いします。